

内閣府、総務省、法務省、
○財務省、厚生労働省、農林水産省、令第二号
経済産業省、国土交通省

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項並びに第六条第一項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

総務大臣 村上誠一郎

法務大臣 鈴木 馨祐

財務大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 小泉進次郎

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(顧客等の本人特定事項の確認方法) 第六条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか 「イ」リ 略」 又 次の(1)若しくは(2)に掲げる取引又は当該顧客等との間で(2)に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項第一号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法 (1) 「略」 (2) 令第七条第一項第一号リに掲げる取引（特定事業者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下この条及び次条第一号イにおいて「番号利用法」という。）第十四条第一項の規定により当該顧客等から番号利用法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る
改正前	(顧客等の本人特定事項の確認方法) 第六条 「同上」 一 「同上」 「イ」リ 同上」 又 「同上」 (1) 「同上」 (2) 令第七条第一項第一号リに掲げる取引（特定事業者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十四条第一項の規定により当該顧客等から同法第二条第五項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）

。)

ル|| 当該顧客等から、カード代替電磁的記録（番号利用法第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ヲ及び第二十条第一項第五号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等のものであることとの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により提供されるプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。ヲ及び第二十条第一項第五号において同じ。）を行う方法

ヲ|| その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わつて住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十八号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号イにおいて「写真付き本人確認書類提示等措置」という。）又は特定事業者に代わつて住居を確認し、特定電磁的記

「号の細分を加える。」

ル||

その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わつて受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（特定事業者に代わつて住居を確認し、写真付き本人確認書類の提示を受け、並びに第二十条第一項第一号、第三号（括弧書を除く。）及び第十七号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行つた当該顧客等のものであることの確認を行い、並びに第二十条第一項第一号及び第五号に掲げる事項を当該特定事業者に伝達する措置（第十四条第一項第二号ロにおいて「特定電磁的記録送信等措置」という。）がとられているものに限る。）により、当該顧客等に対して、取引関係文書を送付する方法

ワ、ロ、カ 「略」

二 「略」

三 法人である顧客等 次に掲げる方法のいずれか

「イ・ロ 略」

ハ 当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しない当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

「ニ・ホ 略」

2 特定事業者は、前項第一号イからチまで、又若しくはル又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書

ワ、ロ、カ 「同上」

二 「同上」

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 当該法人の代表者等から当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（以下「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の代表者等と対面しない当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法）

「ニ・ホ 同上」

2 特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくはヌ又は第三号イ若しくはニに掲げる方法（同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類の

類のいずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号二に掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくは又又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

いずれか（本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。）の提示を受ける場合を、同号二に掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。）により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号ロ、チ若しくは又又は第三号ニに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

4 特定事業者は、第一号第一号口若しくはチからヌまで又は第三号口からニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

〔二・三 略〕

（本人確認書類）

第七条 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を

〔同上〕

一 当該特定事業者の役職員が、当該本人確認書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表されている当該顧客等の住居又は本店等に赴いて当該顧客等（法人である場合にあっては、その代表者等）に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）

〔二・三 同上〕

（本人確認書類）

第七条 〔同上〕

受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあっては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限り。

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第五十条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード（ハにおいて単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）若しくは番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（ハにおいて単に「個人番号カード」という。）（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは前条第一項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。）若しくは船舶観光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

一 「同上」

イ 運転免許証等（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十二条第一項に規定する運転免許証及び同法第五十条の二第一項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）をいう。）若しくは出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード（ハにおいて単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ハにおいて単に「特別永住者証明書」という。）若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード（ハにおいて単に「個人番号カード」という。）（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは前条第一項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは、「当該自然人」とする。）若しくは船舶観光上陸許可書又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

「ロ」ホ 略

「二」四 略

（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）

第八条 「略」

2 前項第一号に掲げる取引を行う場合において、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（第二十条第一項第三十一号において「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められるときは、法第四条第一項第一号の本邦内に住居を有しないことに該当するものとする。

（代表者等の本人特定事項の確認方法）

第十二条 法第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定又は同条第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による代表者等の本人特定事項の確認の方法については、第六条第一項（同項第一号（ヌを除く。）に係る部分に限る。）及び第二項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

「略」		
第六条第一項第一号ルからヨまで	当該顧客等	当該代表者等
「略」		

2 「略」

「ロ」ホ 同上

「二」四 同上

（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）

第八条 「同上」

2 前項第一号に掲げる取引を行う場合において、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（第二十条第一項第三十号において「在留期間等」という。）が九十日を超えないと認められるときは、法第四条第一項第一号の本邦内に住居を有しないことに該当するものとする。

（代表者等の本人特定事項の確認方法）

第十二条 「同上」

「同上」		
第六条第一項第一号ルからカまで	当該顧客等	当該代表者等
「同上」		

2 「同上」

3 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、チ、リ若しくは^リに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

〔4・5 略〕

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条 法第四条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認の方法は、次の各号に掲げる方法とする。この場合において、同条第二項第一号に掲げる取引に際して当該確認（第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるもの（関連取引時確認が、同項に規定する取引に際して行われたものであって、第一号に掲げる方法が第二号ロに掲げる方法によるものである場合におけるものを除く。）を除く。）を行うときは、関連取引時確認において用い

3 特定事業者は、第一項において準用する第六条第一項第一号ロ、チ、リ若しくは^ルに掲げる方法又は前項の規定により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該代表者等の住居に代えて、当該代表者等から、当該代表者等に係る顧客等（国等（人格のない社団又は財団、令第十四条第四号に掲げるもの及び第十八条第六号から第十号までに掲げるものを除く。）に限る。次項第三号において同じ。）の本店等若しくは営業所若しくは当該代表者等が所属する官公署であると認められる場所の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。

〔4・5 同上〕

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に際して行う確認の方法）

第十四条 〔同上〕

た本人確認書類（その写しを用いたものを含む。）及び補完書類（その写しを用いたものを含む。）以外の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの少なくとも一を用いるものとする。

一 「略」

二 次のイ又はロに掲げる前号に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める方法

イ 第六条第一項第一号イからリまで及びヲ（写真付き本人確認書類提示等措置がとられているものに限る。）（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法

ロ 第六条第一項第一号ル、ヲ（特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。）及びワからヨまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送

一 「同上」

二 「同上」

イ 第六条第一項第一号イからリまで及びル（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二号並びに第三号イ及びニに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法

ロ 第六条第一項第一号ヲからカまで（これらの規定を第十二条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三号ロ、ハ及びホに掲げる方法 当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該

付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法）

〔2〕4 略〕

（確認記録の作成方法）

第十九条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 確認記録を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからヨまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからヨまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（リ）に掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

〔イ〕ト 略〕

チ 第六条第一項第一号ル（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該特定電磁的記録又はその写し

リ 第六条第一項第一号ワからヨまで（これらの規定を第十二

代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける方法）

〔2〕4 同上〕

（確認記録の作成方法）

第十九条 「同上」

一 確認記録を文書、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又はマイクロフィルムを用いて作成する方法

二 次のイからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イからカまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書、電磁的記録又はマイクロフィルム（チ）に掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて確認記録に添付する方法

〔イ〕ト 同上〕

「号の細分を加える。」

チ 第六条第一項第一号ヲからカまで（これらの規定を第十二

条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

又ヨヨ 「略」

2 「略」

（確認記録の記録事項）

第二十条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

「一、四 略」

五 顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客等又は当該代表者等のものであることの確認を行ったときは、当該送信を受けた日付

六 第六条第一項第一号ロ、チからヌまで若しくはヲ（これらの規定（同号ヌを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

七、三十一 「略」

2 「略」

3 特定事業者は、第一項第二十一号から第二十五号まで及び第二

条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録

リ、カ 「同上」

2 「同上」

（確認記録の記録事項）

第二十条 「同上」

「一、四 同上」
「号を加える。」

五 第六条第一項第一号ロ若しくはチからルまで（これらの規定（同号ヌを除く。）を第十二条第一項において準用する場合を含む。）又は第三号ロからニまでに掲げる方法（ロ及びハに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）又は第十二条第二項の規定により顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認を行ったときは、特定事業者が取引関係文書を送付した日付

六、三十 「同上」

2 「同上」

3 特定事業者は、第一項第二十号から第二十四号まで及び第二十

十七号から第三十号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

（外国為替取引に係る通知事項等）

第三十一条 法第十条第一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 顧客 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項

イ 自然人又は人格のない社団若しくは財団（取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあること認められるものを除く。） 当該顧客又はその代表者等に係る次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 住居又は第二十条第一項第十八号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客と支払に係る為替取引を行う特定事業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。ロ(2)において同じ。）

六号から第二十九号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記するものとし、既に確認記録又は同項第三号の規定により添付した本人確認書類若しくは補完書類の写し若しくは添付資料に記録され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、特定事業者は、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を確認記録と共に保存することとすることができる。

（外国為替取引に係る通知事項等）

第三十一条 「同上」

一 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 住居又は第二十条第一項第十七号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客と支払に係る為替取引を行う特定事業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。ロ(2)において同じ。）

	(3) 「略」 ロ 「略」 二 「略」 2 「略」 (電子決済手段の移転に係る通知事項等) 第三十一条の四 法第十条の第三一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。 一 顧客 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項 イ 自然人又は人格のない社団若しくは財団（取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものを除く。） 当該顧客又はその代表者等に係る次に掲げる事項 (1) 「略」 (2) 住居又は第二十条第一項第十八号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う電子決済手段等取引業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。ロ(2)において同じ。） (3) 「略」 ロ 「略」 二 「略」 2 「略」 (暗号資産の移転に係る通知事項等)
	(3) 「同上」 ロ 「同上」 二 「同上」 2 「同上」 (電子決済手段の移転に係る通知事項等) 第三十一条の四 「同上」 一 「同上」 イ 「同上」 (1) 「同上」 (2) 住居又は第二十条第一項第十七号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客から依頼を受けて電子決済手段の移転を行う電子決済手段等取引業者が管理している当該顧客を特定するに足りる記号番号をいう。ロ(2)において同じ。） (3) 「同上」 ロ 「同上」 二 「同上」 2 「同上」 (暗号資産の移転に係る通知事項等)

第三十一条の七 法第十条の五第一項に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。 一 顧客 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める事項 イ 自然人又は人格のない社団若しくは財団（取引時確認の結果その他の事情を勘案して代表者又は管理人の定めがあると認められるものを除く。） 当該顧客又はその代表者等に係る次に掲げる事項 (1) 「略」 (2) 住居又は第二十条第一項第十八号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客から依頼を受けて暗号資産の移転を行う暗号資産交換業者が管理している当該顧客を特定するに足る記号番号をいう。ロ(2)において同じ。） (3) 「略」 ロ 「略」 二 「略」 2 「略」	第三十一条の七 「同上」 一 「同上」 イ 「同上」 (1) 「同上」 (2) 住居又は第二十条第一項第十七号に掲げる事項若しくは顧客識別番号（顧客から依頼を受けて暗号資産の移転を行う暗号資産交換業者が管理している当該顧客を特定するに足る記号番号をいう。ロ(2)において同じ。） (3) 「同上」 ロ 「同上」 二 「同上」 2 「同上」
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。